国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

※建設キャリアアップシステムのシンボルマーク

令和７年６月27日
大臣官房参事官（建設人材・資材）
不動産・建設経済局建設振興課

CCUS登録技能者の能力評価基準に土質改良と潜函を追加！
～能力評価の対象職種が拡大します～

建設技能者一人ひとりの技能や経験を評価し、保有資格や就業日数に応じて4段階に判定する「能力評価（技能レベル判定）」の対象分野に、「土質改良技能者」と「潜函技能者」が新たに追加されます！

○ 建設技能者の能力評価制度は、職種ごとの能力評価基準に基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される建設技能者一人ひとりの技能や経験を客観的に評価する仕組みです。

○ 本制度においては、能力評価を実施しようとする専門工事業団体等が分野ごとに能力評価基準を策定し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

○ 国土交通大臣から基準認定を受けた分野においては、各団体によって同基準に基づき技能者の経験、知識・技能、マネジメント能力に応じて4段階で技能レベルの判定が行われるとともに、技能レベルに応じた建設キャリアアップカード（ゴールド、シルバー、ブルー、ホワイト）が技能者本人に交付されます。

○ このたび、「土質改良技能者」（一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会）と「潜函技能者」（日本圧気技術協会）について能力評価基準が策定され、7月1日より、44分野で能力評価が実施されることとなりました。

○ なお、能力評価制度の詳細につきましては【こちら】をご覧ください。

【問合せ先】
不動産・建設経済局建設振興課　川﨑、井上
代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8283（内線：24854）